

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和2年12月定例会

受 理 番 号	4	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 1 9 日
請 願 ・ 陳 情 者	渋 川 市 小 野 子 2 3 7 9 番 地 1 オレンジレボリューション渋川支部 蛭間 祐介		
紹 介 議 員	山内 崇仁		
付 託 委 員 会	総務市民常任委員会		
<p>別居・離婚後共同親権制度の採用及び共同養育・面会交流支援等に 必要な法整備を求める請願書</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>我が国は、「児童の権利条約」（1994年）を批准しており、第9条第3項では「締結国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方または双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。</p> <p>2014年にはハーグ条約も批准しており、「条約加盟国は子どもの利益が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子どもを国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法を確立し、それと同時に子どもへのアクセスの権利を守ることが望まれる。これらを解決するため、この趣旨に沿う条約を締結するとともに、下記の条項に同意した。」とあり、国際間の子どもの連れ去りは禁止されましたが、一方、国内での子どもの連れ去り問題はいまだ容認され続けています。</p> <p>国内においては、2012年には民法も改正され、第766条に「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はその協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と、初めて共同養育・面会交流・養育費について明記されました。しかしながら、現行法制では離婚届は特段、面会交流を取り決めなくても受理され、連れ去り側の親の一方的な自己都合により、連れ去られた親との親子関係が不当に断絶させられ、面会交流の拡充が遅々として進んでいないのが現状です。</p> <p>こうした状況を受け、国会では超党派議員約80名が参加し、「共同養育支援</p>			

議員連盟」が設立され、法制化への検討が進められていますが、いまだに実現には至っていません。

こうしている間にも、日本国内での子どもの連れ去りによる親子断絶は後を絶たず、世界各国からも深刻な児童虐待及び人権侵害問題とされており、日本人だけでなく外国人も含めて、近年は毎年約20万人が親子断絶の犠牲になっています。

こうした日本の対応の遅れに対し、2018年3月6日にEU加盟26か国の大使は法務大臣宛てに日本国内での連れ去りをやめさせるよう記載した書簡を送付しています。また、アメリカは2018年6月に日本を「ハーグ条約不履行国」に認定しました。

また、本年2月に欧州議会では「日本における基本的人権の侵害、子どもの権利の侵害、切り離された親の権利の侵害、子どもから家族の半分を奪う実態、片親疎外という虐待が国家により行われている実態など、たくさんの証言がなされ、一刻も早く被害を救わなければならない恐ろしい実態として全員の意見が一致しました。とても21世紀の話とは思えない、17世紀の歴史書のような」と議長がコメントしたということも報道されました。7月8日にも欧州議会が、日本国内に住むEU加盟国の国籍者と日本人の結婚が破綻した場合などに、日本国内において日本人の親が子どもを一方的に連れ去り、別居親と面会交流をさせないことなどを禁止する措置を迅速に講じるよう日本政府に要請する決議を採択しています。

これらの原因は、裁判所が継続性の原則のみを根拠とし、連れ去りを先にした同居親が、子どもの監護権や親権を奪取できると決定しているからにはほかありません。家庭裁判所が公平な審判をせず、親子断絶と家族崩壊の苦しみを生み出し、その結果、別居する父母に会えなくなる子どもは年間20万人に上ると言われています。本年11月11日には中学生などが「お父さんのことが大好きです。会える日にちと時間をしっかりと決めてほしい」と、国が面会交流についての法整備を怠っているとして、国に賠償を求める訴えを起こし、各メディアで報道されました。

こうした状況を鑑み、法務省が共同親権の検討を始めましたが、共同親権に関わる法整備の加速と、法律の制定だけでなく運用として今すぐにできることを前倒しで実行し、一刻も早く日本が親子断絶を廃絶し、子どもたちが両親から最大限の愛情を享受できる国にすべきです。

つきましては、別居親も子どもの成長に関わっていくことで、別居・離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなり、別居・離婚後の児童虐待と人権侵害や養育費不払いを防止し、父母が協力して子育てができるように、早い時期から共同養育・共同親権を支援できるように、運用及び法律を速やかに整備することを求める意見書を国の関係機関へ提出してください。

【請願事項】

渋川市において、子どもたちへの児童虐待及び人権侵害を防止するために、実効性のある共同養育及び面会交流が可能となるよう、速やかに運用・法整備を講じるよう国の関係期間に意見書を提出してください。